

平成29年3月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年3月6日（月）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成29年3月6日（月） 午前 8時59分
散 会 日 時	平成29年3月6日（月） 午後 2時18分
委 員 長	川崎 葉子
委員会出席 議 員	
委 員 長	川崎 葉子
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	中野 昭 坂本 晃 矢部 一夫 金澤 孝太郎 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 3 号	鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 4 号	鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 5 号	鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 6 号	職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 7 号	鴻巣市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 4 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 5 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 2 0 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案 可決

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 武井 利男
秘書課長 佐々木紀演

(企画部)

企画部長 望月 栄
企画部副部長 飯塚 孝夫
企画部参事兼危機管理課長
笹野 一郎
総合政策課長 小川 哲夫
財政課長 小林 宜也
情報システム課長兼社会保障
・税番号制度導入プロジェクト
課長

加藤 薫
地域活性化特命チーム参与
中島 章男
地域活性化特命チーム課長
高坂 清

(総務部)

総務部長 福田 芳智
総務部副部長 田口 義久
総務部参事兼総務課長

榎本 智
職員課長 清水 洋
契約検査課長 山崎 勝利
自治文化課長 関根 和俊

吹上支所長 田島 史
川里支所長 程塚 勲
会計管理者 水村 光行
会計課長 宮澤 芳之
監査委員事務局長 堀 雅勝

書記 森田 慎三
書記 小野田直人

(開会 午前8時59分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。金澤孝太郎委員と諏訪三津枝委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第3号 鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 鴻巣市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号 平成28年度鴻巣市一般補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分、議案第20号 平成29年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の議案7件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第20号の一般会計予算については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第14号及び第20号については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますようお願いいたします。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第3号 鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼総務課長) それでは、議案第3号につきましてご説明申し上げます。

これは、ことしの5月30日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正が施行されることに伴いまして、関係する鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を一括して改正するものです。

初めに、第1条の鴻巣市個人情報保護条例の一部改正ですが、第2条第4項と第36条第2項の改正では、昨年9月議会定例会におきまして、番号法の規定により個人番号を利用する事務を情報提供ネットワークシステムを利用して実施する際に記録される情報提供等記録を訂正した場合は、総務大臣や特定個人情報をやりとりした他の市町村等に通知することについて議決をいただいております。今回の改正は、この番号法で定められた法定事務と同様に、新たに市町村等が独自にマイナンバーを利用する事務において、情報提供等記録を訂正した場合も総務大臣や特定個人情報をやりとりした他の市町村等に通知する内容となっております。

なお、この場合同じ市町村等を指す場合であっても、法定事務の場合は情報照会者、または情報提供者とする一方で、今回の改正である独自利用事務の場合は、条例事務関係情報照会者、または条例事務関係情報提供者とするなど、番号法に規定されている法定事務か、または条例に規定されている独自利用事務かにより名称の使い分けをしております。このほか第37条第1項第1号の改正では、条例で引用している番号法第28条が第29条に繰り下げられたことから、これを法律に合わせ改めるものです。

次に、第2条の鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部改正ですが、条例で引用している番号法第19条第9号が第19条第10号に繰り下げられたことから、これを法律に合わせ改めるものです。

改正の内容につきましては以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢部) この間本会議の中で、うちのほうの会派の加藤が1回だけちょっと質問した中で、私はその中でちょっと聞いてみたいというような点があったのですが、今先ほど説明の中で独自で事務については現在のところマイナンバー法を使う予定はないとこの間答弁があったと思うのです。今後使うかもしれないという事務としてどのようなものがあるかちょっと聞きたい。

それと、先ほども、市民の皆さんがマイナポータルを見るとチェックすることができるかと考えていいのかどうかちょっとお聞きしたい。

(委員長) 答弁を求めます。

(企画部副部長兼情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) それでは、ただいまいただいた2つの質問についてお答えさせていただきます。

まず、初めの独自利用事務についてでございますけれども、今後予定されているものの例として、例えば子どもの医療費の助成事務です。子どもの医療費を助成する事務。これは法定事務に入っていないので、市町村独自で条例で制定をしておりますので、これについては今後独自事務として利用していく。また、同じくひとり親家庭等の医療費の助成とか、そういった医療費の助成事務、こういったものを今後予定しております。

それと、もう一点ですけれども、マイナポータルの関係なのでございますけれども、今年の7月から開始される予定なのでございますけれども、これについては成り済まし等を防止するためにマイナンバーカードを取得された方が今のところ、そのマイナンバーカードをカードリーダーに差し込んで自宅のパソコンとか、そういったところで確認、自分の情報とか、あと市町

村間や国と市町村、市での情報のやりとり、そういったものを閲覧できる、見られると、そういう仕組みになっております。

以上です。

（諏訪）独自に利用する事務に今後使うというか、今質問されて、子ども医療費のものと、それからひとり親家庭、あとは独自ではなくても法定事務にも当然利用されるわけなのですが、今回のネットワークシステムへのアクセスの何か修正をした場合に、新たにそこが加わるわけですよ。独自事務のものだとか、法定事務のものが。その事務量がどのぐらい増加するか。増大するか。現在業務をされているところに新たな要するにネットワークシステムに例えばアクセスをした場合、アクセスをして、そして訂正や何かが入った場合には、これらのものが入っていくわけですよ。事務量としてどのぐらい増大するのか。

（企画部副部長兼情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）事務量という面而言えば、逆に事務が軽減されるというふうに考えております。いわゆるまず国の情報ネットワークのほうに全ての市町村の情報が入っておりますので、逆にそちらの情報をその独自事務なり法定事務で規定した場合は、そういったところを利用して、逆に今まで他市から所得証明とか納税証明とか、そういったものをとっていたものがなくなりますので、逆に事務量としては減っていくものと考えております。

以上です。

（諏訪）マイナンバーを使うことによって事務量が軽減されるというご答弁だったと思うのですが、この情報システムネットワークを使って例えば他市とのやりとりをして、そこに何か訂正すべきことが生じた場合に新たにそこに書き込むわけですよ。そういった事務量がどのぐらい増加するか。

（企画部副部長兼情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）これは、例えばいろんな情報を今コンピュータで全部入力しておりますので、それが自動的に専用線を使って国のほうのシステムのほうに書きかえますので、例えばそこでふだん今までやっていた事務

にプラス何かそこにネットワーク上に書き込むという、そういう事務量は増加はいたしません。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（諏訪）今回の条例改定は、番号制度を使うのだということの改定ということだと思います。日本共産党は、番号制度そのものに反対をしております。この立場から、条例案には反対をさせていただきます。

2016年1月1日から開始されている個人カードなのですが、現在全国的には1,225万枚の交付申請があって、実際に発行されているのは971万枚というふうに発表されています。およそ10%ぐらいの普及にとどまっているわけなのですが、このことは国民が真に求めている制度だとは思えません。今確定申告の時期なのですが、広報などでも個人番号を記入するような広報がされていますが、個人番号を記載しなくても税金の申告は受理するようにと総務省から通達が来ているかと思うのですが、市民にとって何ら利便性を感じられない、逆に申請書などに記入欄があると混乱を招くものだと思います。その一方で、マイナンバー制度の利活用推進事業のための税金投入が大変な額です。国の予算では、16年度は4億円であったもの、17年度では200億円。本当に大変な税金。これどこからか降って湧いてくるものではなく、国民が納めた税金で、要するにマイナンバーのための普及をさせるための税金が使われるということなのですけれども、今後は先ほど市独自でも子どもの医療費、それからひとり親家庭に導入をしていくと、独自に利用されていくということなのですけれども、今後は国のほうとしては医療保険に、介護保険では今資産、要するに1,000万あったら減免措置が受けられないよというような、資産が非常に状況を見られているという状況なのですけれども、そこに今度は医療保険も同等なものを使っていこうと

ということが発表されています。マイナンバーの利用の拡大が社会保障費の抑制につながる、この手段になっていると思います。

以上の理由で、マイナンバー制度そのものに反対をすると同時に、今回の条例案には反対をいたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第3号 鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(職員課長) おはようございます。議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号は、鴻巣市職員の給与に関する条例の一部改正であります。これは、国において人事院勧告に基づき昨年の11月に一般職の職員の給与に関する法律を一部改正し、配偶者に係る扶養手当を段階的に引き下げるとともに、子に係る扶養手当を段階的に引き上げる改正を行ったことから、本市におきましても同様の改正を行うものであります。

具体的な内容としましては、配偶者に係る扶養手当につきましては現在1万3,000円を支給しておりますが、平成29年度が1万円、平成30年度が6,500円、そして給料が8級である部長級の職員については、平成31年度は配偶者などの扶養手当を3,500円と段階的に引き下げるとともに、子に

係る扶養手当につきましては平成29年度が8,000円、平成30年度が1万円と段階的に引き上げるものです。

なお、埼玉県でも埼玉県人事委員会の勧告に基づき同様の改正を行っており、県内の他市でも多くの団体が既に同様の改正を行っております。ご審議いただきますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(金澤) おはようございます。それでは、議案第4号の鴻巣市職員の給与に関する条例の一部改正について質問させていただきますが、今回の職員の給与に関する一部改正ということで、今ご説明がございましたように配偶者にかかわる扶養手当、これが月額1万3,000円から6,500円、それで子どもの扶養手当のは、これは逆に引き上げということで、6,500円から1万円になるということで、従来のももの配偶者と子どもの扶養が逆転するというような説明でございましたけれども、実際本市の職員の扶養手当のまず受給者というのはどのぐらいいらっしゃるのか確認をしたいのですけれども。

(職員課長) 平成29年1月現在で314人おります。

(金澤) 314名。約半分以下という形になりますね。

(はいの声あり)

(金澤) それで、今回の改正で、まず影響額というのはどのぐらいあるのかなど。予算書のほうにも数字は出てはいますが、確認をさせてもらいたいのと、あと先ほどの経過措置で、平成29年度と平成30年度という形になりますが、この辺の金額云々等の影響額というのはどの程度見ているのか、それだけお聞かせ願いたい。

(職員課長) 扶養手当の改正に伴う影響額ということでございますけれども、扶養手当受給者の退職や新規採用職員の状況、また現在受給を受けている職員の扶養者の状況にもよりまして、平成29年度は全体で約160万3,800円、また平成30年度は平成28年度と比較して約400万円の増額と考えております。

(金澤) 平成30年400万円というのですけれども、そのときの受給者とい

うのもそんなには変わらないのですか。見込みは。

（職員課長） 実際扶養手当、子どもにつきましては22歳を過ぎますと受給の対象外となります。実際はただこれにつきましてはそこまでちょっと見込んでおりませんので、現在の受給者を単純に扶養手当の改正があったものとみなして試算した金額でございます。

（金澤） ちょっと次の質問に入るのですが、扶養親族の扶養の対象というのがこの文章だとほかに生計の途がなく、市として職員の扶養を受けている場合という文言がありますけれども、それで対象者が22歳や60歳になっているというような話なのですけれども、今までの昨今いわゆるアルバイトとかパートとか、そういうのをやっているのは当然あると思うのですが、年収が恐らく130万円以上の親族だと対象外になりますよというような形なのですけれども、この辺はどうやってチェックしているのですか。職員のほうは。

（職員課長） 受給者の職員から扶養手当に係る方の年収とか、そういったものを書類を出していただいて、それに基づいて確認してございます。

（金澤） そうすると、いわゆる公的な資料を提出してもらってチェックするという形。マイナンバーが制度すると、この辺は一目瞭然でわかるような形になると思うのですけれども。

もう一つ、済みません。今回は国家公務員の支給額が基準ということで、新聞紙上等で見ると大体それに追随するような形になっていると思うのですけれども、この辺の近隣市あたりも、これ扶養手当というのは市独自で決められるわけですけれども、近隣市等の金額云々も鴻巣市とそんなに変わっているのかどうか、その辺がわかりますか。

（職員課長） 埼玉県内の状況等を電話照会で確認してございますけれども、既に改正済みの団体で国と同じような改正を行っている団体が18団体、それと職員組合等と交渉を終了して国と同じ団体が7団体、それと国と同じように改正するという事で交渉している団体が4団体ということで、全体ですと国準拠の方向で改正等を行うところが29団体、約76%、それと近隣市等で例えば平成29年度のみ国と同じ、30年度以降は今後改正するという独自の改正を行う予定が9団体、24%となつてござ

います。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、扶養手当なのですから、子どもと、それから配偶者と父母とというこの3種類と申しますか、なのですが、それぞれの例えば子どもだけだったり、子どもと配偶者だったり、子どもと父母だったりという組み合わせもいろいろあるかと思うのですが、それぞれの職員さんの対象人数を教えてくださいませんか。1点目です。

（職員課長）子どものみという職員の対象ですけれども、129人。それと、子ども2人、父母1人が3人……失礼しました。こちらの部分、今年度末に退職される方を除いての数字になっております。続きまして、配偶者、それと子どもが2人以上という方が66人。配偶者、子ども2人、父母等が3人。それと、父母のみのうち配偶者がある方が4人。父母のみで配偶者がいない方が4人。子どものみで配偶者がいない方が6人。配偶者と子ども1人が36人。配偶者、父母が3人。それと、配偶者のみという方が42人となっております。

以上です。

（諏訪）ありがとうございます。今回は子どもさんのいるところにだんだん厚くして行って、そして配偶者のところでは約半額になるというものだと思うのです。父母の方々は、最終的にはやはり半額程度になりますよね。

それで、この影響というのでしょうか、例えば扶養手当が全体的に上がる方、下がる方いらっしゃるかと思います。その割合はどうなっていますか。

（職員課長）全体的に最終的には増額となる方が約7割程度、逆に減額となる方が約3割と試算しております。

（諏訪）7割、お子さんを育てる世帯にとってはとてもいいなと思うのですけれども、減額の対象となる3割の方々の遡及措置というのでしょうか、そういったものは何かございますでしょうか。

（職員課長）結論から申しますと、国等と同じということで、今のところ遡及とか、そういったものは考えておりません。

（諏訪）実はちょっと組合の方とお話しさせていただいて、組合の方からいろいろ資料をいただいたのですけれども、まず組合と交渉がきちんと成立していないということを伺ってしまして、何が成立していないかというところ、先ほどの減額となるところでしょうか、段階的に引き下げるというところでは労使で合意ができていない事項だという確認書をとりましたというふうに労組の方からお話しいただきましたけれども、この労組との確認が、要するに合意がとれないものを今回議案として提出をされているということなのですが、この辺はいかがなのでしょうか。

（職員課長）組合との交渉ということですが、本会議の中でも質疑はございましたけれども、事務折衝1回と交渉を4回行いまして、その中で引き上げ部分については了ということだったのですけれども、反対に下がる部分については、そこはもう少しどうにかならないかということで交渉を行ったのですけれども、先ほど金澤委員からご質問があったとおり、県内の多くの団体で国と同じような改正を行っているということ、また法律等で職員の給与については国とか他の地方公共団体、そういった事情を考慮して定めなければならないというような規定もございましてところから、今回子に係る扶養手当については引き上げ、配偶者につきましては引き下げというような内容の議案を提出させていただきました。

（諏訪）先ほど金澤委員の質問の中で、近隣市の比較もありましたけれども、現在まだ9団体が、24%の団体がこれは組合との交渉をしながら独自に進める、国の基準ではなくということだったと思うのですが、今この9団体の中ではどういった状況なのでしょうか。もしわかれば。

（職員課長）平成29年度のみ国と同じように改正するという団体が2団体、そして平成31年に8級の扶養手当が3,500円に引き下げますけれども、それをそのまま引き下げないといったところが4団体。それと、配偶者の扶養手当の減額がこの国の基準の6,500円まで行かない、逆に子どもの扶養手当が1万円まで引き上げないという、そのような改正を行っているところが、行う予定というか、3団体ございます。

（坂本）こういうことは聞いていいかどうか俺もよくわからないけれど

も、自分が働いたことないので、組合とか、そういうのよくわからないのです。職員組合、全体でどのくらい今いるのですか。

（職員課長）職員組合の組合員数につきましては、国のほうで2年に1回調査がございまして、前回は平成27年度だったかと思うのですけれども、その当方で70名から80名程度の職員組合数というふうに組合から報告を受けていると思っております。

以上です。

（坂本）今回314人の影響を受ける、受給者の中で影響があるということなのだけでも、この組合員の方全てがその対象になっているのですか。そうではないかな。

（職員課長）そちらにつきましては確認をしておりませんので、組合員の方が全員扶養手当の受給者であるかどうかということはちょっと確認してございません。

（坂本）今のやりとりで、要するに組合のメンバーが誰が組合員になっているのは実際にはわからないのですか。

（職員課長）そこまでは把握してございません。

（中野）当局は誰が組合員と把握していないという答弁でしたよね。そうすると、組合費についてはチェックオフになっていないのね。当然。チェックオフだったらわかるのだから。では、チェックオフしていないのですね。

（職員課長）組合費の徴収につきましては職員組合のほうで行っておりますので、こちらのほうでは把握してございません。

（中野）組合によってユニオンショップとオープンショップがあって、鴻巣市の場合そういうことになると逆に言うとオープンショップで、入る、入らないは本人の自由という、言ってみればオープンショップですよ。そういうときに、当局が組合員であるか否か、今言ったようにチェックオフもしていないということで、全くチェックできていないというようなことで、私の感覚で言うとちょっと不思議でならないのだけれども、役所を含め、民間を含め、やっぱり日本の場合には企業内労働組合ですよ。サービスではないわけですから。そういう点において、なぜ

チェックオフをしない、あるいは誰が組合員か、非組合員なのかという、管理職以上は非組合員だけれども、誰が組合員か、誰が組合員でないかというようなことを言って、チェックができていないということにおける日常の支障はないのですか。

(職員課長) 現段階では支障がないものと考えてございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 子育て世代にとっては非常にありがたいなというふうに思うのですがけれども、その一方でやはり3割の方が扶養手当減額になる、その中には配偶者、大きいと思うのです。

ということで、あとは組合との合意事項もないままというところで、今回この案には反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第4号 鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、議案第5号についてご説明を申し上げます。

議案第5号は、鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。これは、昨年12月定例会で議決いただきました議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の改定が本年4月1日から施行されるのに伴い、今まで議員報酬の改定があったときに合わせて非常勤特別職の報酬を改定していることから、今回教育委員会委員や選挙管理委員会委員などの行政委員会の委員報酬及び条例の別表第2の32に規定するその他規則等で定める特別職の職員の報酬を改正するものでございます。

ご審議いただきますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(金澤) 1点だけ。議案第5号についてなのですが、説明等でも、非常勤の特別職の職員の報酬についてですが、近隣市等の状況を踏まえてというお話がございましたが、実際近隣市での動きというのはどういふものか確認だけさせてください。

(職員課長) 近隣他市の状況でございますけれども、行政委員の報酬等につきましては、上尾市、桶川市、北本市、久喜市、加須市等の平均でございますけれども、教育委員につきましては4万3,483円、選挙管理委員会の委員長につきましては3万1,317円、委員につきましては2万4,617円、監査委員のうち識見を有する者につきましては5万8,500円、議会選出の委員につきましては3万5,717円、農業委員会の会長につきましては4万2,400円、副会長につきましては3万5,400円、委員につきましては3万2,700円、それと固定資産評価審査委員会の委員につきましては、これは北本市、久喜市、加須市の平均でございますけれども、委員長が8,325円、委員が6,960円となっております。

以上です。

(金澤) そうしますと、市町村ごとによって多少金額には差異があるかなという感じがするのですが、その引き上げる金額云々については、ではどういう形で。基準ベースというのがあるって、それに対してどうするかとか、いろんな引き上げの基準、ベースというのがあると思うので

すが、その辺はどういう形で行ったのかお聞きしたい。

（職員課長）これにつきましては、特別職の給料の引き上げ率及び議員の報酬の引き上げ率を基準に改定率を決定いたしました。

（中野）ちょっと私資料を持ってきていないのですが、大綱の説明の中で、たしか記憶だと財政上の非常事態宣言の前の基準に戻したという私は記憶しているのですが、その記憶間違いないか、最初そこだけ確認しておきます。この上げて、引き上げ額ね。そういう説明を受けた記憶があるのですが。

（職員課長）今回改定を行います行政委員会の報酬につきましては、平成10年に現行の報酬に引き上げた後は、こちらの委員については報酬を行っておりません。その他の例えば……失礼しました。その他投票所の投票管理者とか、投票所の立会人といった、そういった非常勤特別職の方については、平成17年度に減額の改定を行っております。

（中野）そうすると、先ほど監査委員が言ったように、これここに書いてある表、新旧を比較すると最高で1,600円上がったたり、結局監査委員や委員によって引き上げ額が違うのです。そうすると、引き上げ額が違うということは、当然、これ率を計算しておりませんが、この説明ですと昨年12月で議員及び特別職の報酬が引き上がったというようになっておりますが、割合で言うとむしろこちらのほうが、議員、特別委員の割合について詳しく計算したいのですけれども、これの今言った関係で言うとこれは平均何%ぐらいの引き上げになるのですか。計算すれば出るのですが。

（職員課長）行政委員全体の引き上げ率ですと、2.64%となっております。

（中野）そうすると、2.64%ということになると、我々特別職を含めて議員の引き上げ幅とほぼ余り変わらぬというふうに思うのですが、やっぱりそういうことを前提にこの金額を導き出してきたと、考え方として。ということでもいいのですか。

（職員課長）そのとおりでございまして、特別職の給料の引き上げ率が2.32%、議員報酬の引き上げ率が2.74%、そういったものを踏まえて今

回改定を行っております。

(坂本) こういう行政委員のですか、いろいろ我々が承認して同意しながらみんな引き受けていただいていると思うのですけれども、その中でやっぱり何回も再任されていると。鴻巣のそういうのを見ていると結構多いのです。その状況を少しお聞かせ願いたいのですけれども。全てとは言わないけれども、特に固定資産評価審査委員のところについては余りよくわからないので、この変化、今ある人が何期やっているとか、最高何期やっていたとか、そういうのが出れば細かいことまでちょっとお聞きしたいのですけれども。

(職員課長) 申しわけございません。職員課のほうでは、行政委員会の委員の任期の回数とかはちょっと踏まえてございません。

(坂本) どこでわかるのだい、それは。

(職員課長) それぞれの担当課になります。

(坂本) そうすると、行政委員のところは、これはここではないということだよ。どこになるのだろう。

(何事か声あり)

(坂本) 行政ではない。固定資産の評価審査委員は。資産税課か。そっちの担当。市民税課。

(総務部参事兼総務課長) それぞれの委員会のほうで把握をしております。全体的にちょっと把握をしているというところはないのですけれども、政策総務だと選挙管理委員会につきましては総務課のほうで所管をしております。選挙管理委員会の委員さんにつきましては議会の皆さんの推薦ということで、去年ですか、去年全ての委員さんを入れかえております。

以上です。

(坂本) こうした形で、各課の担当になるかもしれないけれども、要するに給与の改定、報酬の改定したことで出てくる以上はやはりその辺までも答えられるような、そういう資料というのはこっちに持ってきているのかなと思ったのです。それはないのだ。もう担当に全部任せているということだね。それならしようがないや。わかりました。いいです。

(諏訪) そうしましたら、予算書の中から、その他の特別職の人数が出ていましたので、1,358人というふうになっておりました。1番から5番の今回対象となる委員さんのそれぞれの人数とこの別表第2の32の項、その他規則等で定める特別職の職員、それぞれの人数をちょっと教えていただきます。

(職員課長) 別表の教育委員会から固定資産評価審査委員会の委員までの人数につきましては43人、その他規則等で定める特別職の職員数につきましては、こちらは437人としてなっております。

(諏訪) そうしますと、全体の特別職の人数が1,358名なのですが、今回いわゆる引き上げに該当する方々は全部で480人なのですが、引き上げに相当しない方々が878名いらっしゃるのですよね。今回いわゆる別表2の1から31番までの方々の委員さん、どんな委員があって、どうしてここが上がらないのかを伺います。

(職員課長) 今回の報酬等の改定にかからない委員というのは、主な委員さんですがけれども、例えば選挙長、投票管理者、選挙開票立会人、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、その他行政不服審査会の委員などとなっております。

それと、今回その改正に行わない理由ということでございますけれども、これにつきましては、これも本会議のほうでご質問がございまして、総務部長のほうで答弁してございますけれども、総務省の有識者会議が昨年12月に非常勤職員等の任用等にかかわる制度改正を求める報告書を総務大臣に提出いたしました。これを受けて、総務省ではことしの通常国会におきまして地方自治法及び地方公務員法を改定する予定となっているそうです。今後この法律の改正を受けて各地方公共団体では非常勤特別職職員の範囲を見直し、条例や規則等の改正が必要となることから、今回その他の職員の委員の報酬の改正につきましては法律等の改正を踏まえて対応したいと考えておるところでございます。

(諏訪) 済みません。今のその他の方々の改定を総務省のほうから今度提示がされるということなのですが、大体いつぐらいなのでしょう。

済みません。

（職員課長）法律の改正が、インターネットと申しますか、そういうようなところで調べたところでございますと、3月までに国会のほうに議案を提出する予定となっているそうです。その後改正があった場合に各自治体のほうに、どれぐらいに通知があるかわかりませんが、2年から3年ぐらいの間に改正が必要になってくるかなと考えてございます。

以上です。

（諏訪）この第2表の1番から31番の非常勤の特別職の方々が年々人数が減っておりますよね。予算書の人数で見ますと。特に私交通指導員さん、身近な通学路の安全を守る上で非常に重要だなど。毎日毎日朝出ていらっしゃる。こういった方も人数が減らされているのです。これは、人数が減るといふのはどういうことなのか、ちょっと伺いたいと思います。済みません。

（職員課長）申しわけございません。こちらにつきましても先ほどの行政委員会の委員と同様、所管のほうは建設部のほうになるかと思っておりますので、こちらのほうでは原因等については把握してございません。

（諏訪）最後に、済みません、その他規則等で定める特別職の職員の方々の今回の引き上げの額なのですが、先ほどは近隣市との、それからパーセンテージで加味されたということなのですが、要するに500円アップされるわけです。これも同じように率等を勘案されたということでしょうか。

（職員課長）こちらにつきましては、先ほど中野委員がおっしゃったとおり平成17年に報酬を改定しまして、委員長が1,900円を減額、委員が1,400円を減額しております。これに伴い、現在の5,500円、それぞれ5,000円となりましたが、近隣市と比較しましても600円から1,000円程度低い状況となっていることから、今回議案のとおりそれぞれ500円ずつ引き上げる改正を行うものでございます。

（矢部）簡単な質問で済みませんが、この報酬の金額のこれに支払うのはこの源泉というのはいくらかのパーセント。これ全員

がパーセントでの支給でしょう。わからないか。

（会計課長）源泉徴収につきましては、それぞれ報酬の月額、日額等によって源泉徴収税額表というものが決まっております、そちらから一律で引いているという形になっております。何%ということとはちょっとこの場では申しわけないのですけれども、月額によって幾らという形で決めています。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（諏訪）済みません。反対討論を述べさせていただきます。

今回対象でない方、総務省の引き上げのものを待って、二、三年後にはもしかしたらそうなるかもしれないということなのですけれども、確実に65%の方が対象外というところでまず反対の理由です。

そして、これは実際にいろんな委員をされている方からお話伺ったのですけれども、該当しない委員さんですけれども、交通指導員さんは以前吹上からずっとやっていたらっしゃるということで、吹上町的时候は例えばユニフォームですか、警察官が着るようなユニフォーム、6年で1回ユニフォームも新しいのに支給されていたということなのですが、鴻巣市に移ってから15年間同じもので、一度も交換がないというようなことと、あとは毎年4月に市長の点検があるそうなのですけれども、消防隊と同じように服装点検があるようなのですが、そのときにもちろんワイシャツと靴はいつも決められたものというか、着ているのですが、それらはやっぱり自分で自前なので、なかなか大変ということと、あともう一つは交通指導員さんの場合15日以上1カ月間要するに指導がないと、この方は3万円なのですけれども、1カ月、支給されないそうです。冬休みだとか春休みだとか、長い学校のお休みが続くと15日に満たないということで支給されないということで、こういったところも改善をしてほしいという声を伺いました。

ということで、本来市民のために一生懸命仕事をされている委員の方々こそ引き上げの対象とまず第一に考えるべきだなというふうに思います。そこで、反対といたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第5号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、議案第6号についてご説明を申し上げます。

議案第6号は、職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正であります。これは、職員が働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、昨年12月に地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことから、本市においても育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子などを加えるとともに、介護休暇の取得可能期間の6カ月を3回に分割して取得できること、また介護休暇とは別に3年の期間内において、介護のために1日当たり2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間制度を設ける

ため、関係する職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を改正するものでございます。

ご審議いただきますようお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（金澤）それでは、議案第6号について何点か質問させていただきます。この条例というのは、職員の育児、介護休業等を取得しやすいというものがなるというのを前提に条例制定になっているわけですが、実際この取得状況、取得した人とかどの程度の状況になっているのか、近況を教えてくださいたいと思います。

（職員課長）平成27年度の状況でございますけれども、まず育児休業でございまして、3歳に満たない子を養育するため、任命権者の承認を受けて休業するものでございまして、こちらは女性職員が19名育児休業を取得してございます。

続きまして、育児部分休業というのがございます。こちらは、小学校の就学の始期に達するまで1日を通じて2時間を超えない範囲内で30分を単位として勤務時間の一部について勤務しないことを認めるものでございまして、こちらにも女性職員が12名取得してございます。

続きまして、子の養育休暇とございまして、職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間前の日から当該出産の日の8週間を経過するまでの間において、出産にかかわる子、または小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がこれらの子を養育しないため勤務しないことが認められるという休暇でございまして、こちらは男性職員が1名取得してございます。

また、小学校の就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の監護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の子の看護休暇でございまして、こちらにつきましては男性が5名、女性が3名、計8名取得してございます。

子に係る育児休業等の取得状況については以上でございます。

（金澤）この制度が施行されてから多少浸透してきているかなという感

じがして、今の政府の見解等も考えるとこれからさらにこの取得状況はふえていくかなという感じがするのですが、実際この取得者がある程度期間をかけて休業するわけですけれども、このときの、一般企業等だと自分の仕事がほかの人にやってもらわなくてはならないというような形も当然出てくると思うのですが、その辺について行政というのは、本市の場合には引き継ぎ書みたいなものというか、そういうものというのがあるのですか。

（職員課長）育児休業等を取得する職員につきまして、その業務につきまして、こちらでは引き継ぎ書を確認しているかどうかはちょっと承知しておらないのですけれども、当然ほかの職員の方に業務について内容を説明して、支障がないようにしているものと考えております。

（金澤）そこがちょっと若干怖いところかなと。要は口頭で言った、言わないというような形になってきた場合に来庁した市民の人に迷惑かかるのかなという感じがするのだけれども、やっぱりこの休暇等を取得する場合には今自分がやっている仕事で継続しているもの、今後発生がするのではないかというような事項については、当然引き継ぎ書等を記入して、それを仕事を受けてもらう人に引き継ぎましたというような書面等はあるべきだと思うのですが、これからこの取得状況がだんだんふえていくという状況の中では、申し送り書というのですか、そういうものというのとは当然必要になってくると思うのですが、どのように今後考えていくのかをちょっとお聞かせ願いたい。

（職員課長）現在の状況を確認いたしまして、引き継ぎ書といいますか、文書での引き継ぎに係るものについて検討してまいりたいと考えております。

（金澤）これ部長さんか副部長さんに聞きたいのですけれども。済みません。

（総務部長）通常の事務の引き継ぎというのは人事異動のたびに行われているわけですけれども、現状では例えばこういった長期の休業等に入る場合についてほとんどの課で同様なことが行われていると考えております。ただ、制度として、今金澤委員がおっしゃった文書として、そう

いった形で行われているかというのはちょっと今確認されておられませんので、その辺はこちら側でまた新たに検討させていただきたいと思えます。

以上です。

(諏訪) 育児休職が拡大するということでは、取得しやすくなってとてもいいと思えます。育休をとったその部署で人員の後配置というのですか、はどのようにお考えでしょうか。

(職員課長) 育児休業取得者の部署につきましては、当然休業で職員が減員といたしますか、減っておりますので、その分につきましては臨時職員で対応してございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました

次に、議案第7号 鴻巣市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、議案第7号についてご説明を申し上げます。

議案第7号は、鴻巣市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正で

あります。これは、公務員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等を行う配偶者と外国において生活をともにした場合の配偶者同行休業制度について改正するものです。既に地方公務員法では配偶者同行休業の延長について規定されておりますが、昨年4月に人事院が規則改正を行い、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について規定したことから、今回本市においても国と同様に配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる規定を加える改正を行うものでございます。ご審議いただきますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(矢部) これについて今鴻巣市でいるのか、いないのか、ちょっとそこだけ。

(職員課長) 今までに配偶者同行休業した職員はございません。1度配偶者が外国で研修を受けることを予定がありまして、職員から同行休業の取得について相談がございましたけれども、結論としては研修が延期されたことから、取得には至りませんでした。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第7号 鴻巣市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました
暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時05分)



(開議 午前10時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第14号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) それでは、議案第14号 平成28年度一般会計補正予算(第5号)について質疑させていただきます。

まず、今回の補正ですが、補正総額が3億3,688万円の追加ということで、全体では362億9,576万円となったということなのですが、私が調べたところによりますと今年度の当初予算、これが346億8,800万ということで、比較すると16億776万というのですか、このぐらい増加しているわけですが、当初予算はその後国や県の政策とかいろいろな問題があって、いろいろ動きは出てくるというふうに思うわけですが、今回の補正予算というのは主体的にはどういう内容なのか、要は決算が最終3月末なので、その数字合わせというような形になっているのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

(財政課長) 委員さんおっしゃいますとおり、3月の補正ということで、基本的には全体の事業費の確定あるいは見込みに伴いまして、それぞれ経費の増減を行っているのが今回の補正の主な内容となっております。この中で、特に3億以上の増額となっておりますが、民生費のほうの事業費がかなり伸びております。生活保護費の増だったりとか、あるいは保育所絡み、保育所の保育士さんの賃金の増加分、公定価格というふう

に言われているそうですが、こちらのほうが上がったことによって国、県の補助金等が歳入が増加になっているというような形があります。また、一方では社会資本整備総合交付金という建設に充てる補助金があるのですが、こちらのほうが大幅に減額になっていることから、事業費で一方では減額になっているというものもございます。

以上のような形になっております。

(金澤) 続きまして、7ページの先ほど説明がありました地方債補正についてちょっとお聞かせ願います。

これ内容的なものなので、答弁いただけるかどうか分からないのですが、まずふるさと総合緑道整備事業等2事業が廃止になって、変更が7事業という形になっているのですが、そんな中で廃止のふるさと総合緑道整備事業、これはたしか私が確認すると平成27年度ごろから予算計上しているようなものだなと思っているのですが、これが廃止になった主な要因と、それと変更のほうの三谷橋大間線、これが補正前は2,880万、これが5,640万にふえているのですが、その増加要因、この2点について答弁できればいただきたい。

(財政課長) まず、ふるさと総合緑道整備事業になります。

こちらにつきましては、質疑の中でもございましたけれども、基本的には事業、歳出側のほうが減額補正ということで事業費は落ちております。それに伴いまして今回は地方債を廃止するという形で、29年度予算のほうにこれは予算のほうは組み替えとなっております。

次の三谷橋大間線につきましては、こちら社会資本総合整備交付金のほうが実は非常につきが悪かったということで、起債のメニューのほうを公共事業等債というメニューで当初考えておりましたけれども、合併特例債のほうに切り替えをしましたことから、金額のほうが変更になったというものでございます。

以上になります。

(金澤) 今の答弁ですと、廃止のふるさと総合緑道整備事業、これは継続してやっていくよという形なのですが、当初から数年たっていますけれども、進捗云々というところで何か問題が起きているのですか。これ

を整備事業を行うに当たって。何かポイントがあると思うのですが、その辺をちょっとわかれば教えて。

（財政課長）歳出上の事業の内容になりますので、財政側が把握しているレベルということでご承知おきいただきたいと思うのですが、なかなか用地の交渉のほうが進展しないという中で、計画等の見直し等も行っているということで、今回は特に繰越明許費とかという予算措置をしないで今回減額をして、再度新たに29年度予算のほうでもう一度新たな交渉のほうをしていきたいというふうに原課のほうが考えているというふうに聞いております。

（金澤）そうすると……

（財政課長）その辺の交渉の中身につきましては、財政課ではちょっと把握しておりませんので。済みません。

（金澤）次に、歳入のほうに入らせていただいて、15ページの16款財政収入、財政運用収入についてのところでございます。

今回の補正によりまして1億7,797万円の数字になったということでございますけれども、主な内容を見ると合併振興基金の利子や減債基金、また財政調整基金等の利子ということで、その数字が出ているのです。国はもうご存じのようにゼロ金利政策等を行っていて、余り金利云々については、低い水準になっていると私なんかは解釈しているのですが、これについてはどのような運用をしたのか確認だけさせていただきます。

（会計課長）委員ご指摘のように国のほうの低金利政策ということで、非常に28年度は、特にこの運用については苦勞をしたということでございますけれども、今回の補正の主な内容につきましては、定期預金等で運用しているもののほかに国債等の債券を購入して、そちらの利金収入等を上げるための運用を行っておりますが、この購入した際の債券の価格よりも、実際に債券の価格というのが経済状況によって上下いたしますので、値上がりしているものにつきまして売却を行って、その購入したときの価格と売却額との差額になります。それを運用収益という形で計上させていただいたものでございます。

この合併振興基金と減債基金、財政調整基金が主ということになりますが、現在基金の運用につきましては一括運用ということでやっておりまして、基本的には各基金のもとになる数字が大きいものほど、按分をいたしますので、そちらのほうに収益のほうが計上されるという形になっているということでございます。

以上でございます。

（金澤）そうしますと、その運用金額というのはいろんな基金、財政とか減債基金とか、基金の基金残がありますよね。それ全部ひっくるめて運用という形というのはとれないものなのですか。数字的に難しいのですか。

（会計課長）ひっくるめてといいますと、今基金全体で98億ぐらいあるのですけれども。

（金澤）それは、全部一括で運用しているという形で解釈していいのですか。

（会計課長）98億円のうち、現在は約48億円程度を債券運用のほうに回しております。残りは、基本的には定期預金等にしております。

（金澤）わかりました。

次に、16ページの寄附金のところのふるさと寄附金事業。これ市民活動寄附金とか環境にやさしいまちづくり、コウノトリの里づくり、それを全部ひっくるめたという形でふえたという形で受けているのですが、このふるさとの寄附金に全部集約したという形なのですが、これはふるさと基金として、ふるさと納税分として全部使用するという解釈でいいのですか。

（総合政策課長）こちらを今までは4つの基金にそれぞれ受け入れもしていたのですが、そうすると総額で1年間、ふるさと納税が幾らだというのがわからなかったのです。一目でちょっとわからなかったので、それを解消するために総合政策課に1つにまとめさせていただきました。それが主な理由で、あと2,300万円につきましては全て、今回6個の基金を考えておりますが、そちらに振り分けるということを考えております。以上です。

(金澤) 済みません、もう一度。6つに分けるといふ。

(総合政策課長) ふるさと納税で2,300万円の歳入を予定しておりますが、その2,300万円をコウノトリの里づくり基金、環境にやさしいまちづくり基金、子ども教育ゆめ基金、市民活動支援基金、それから9月の議会で議決をいただきました地域医療体制整備基金、それと12月の議会で議決をいただきましたひなちゃん子育て応援基金、それぞれの基金にこの2,300万円を振り分けるということを行います。

(金澤) 次に、17ページなのですが、諸収入の雑収入で一般コミュニティー事業助成金がマイナス250万という形になっているのですが、これは減額になった理由というのはいかなるのですか。

(自治文化課長) この一般コミュニティー助成なのですけれども、埼玉県中央地域振興センターでこれを取り扱っているところでございます。これが4市1町、鴻巣市、北本市、上尾市、桶川市、伊奈町ということで担当しております。ここで申請を毎年大体2件程度しているところで、また交付決定も2件例年いただいていたところでございます。しかし、今年度につきましては、他市との調整があったかなと思うのですけれども、その配分が若干違いまして、今年度につきましては1件ということになりましたので、1件分のマイナス250万円ということで減額になります。

以上でございます。

(金澤) では、その分来年度に考えますよとかという答弁と、そういうのはないのですか。

(自治文化課長) 来年度もまた2団体予算で申請していきたいと思えますけれども、その結果につきましてはあくまでも中央地域振興センターの配分ということになりますので、その辺はちょっとお答えできないところでございます。

以上でございます。

(金澤) では、歳出のほうもいいのですよね。やって。19ページなのですが、総務管理費のこれ減債基金積立金の件です。これ財政調整基金、合併振興基金とも関連しているような形になると思うのですけれども、

普通交付税、これが合併算定替によって加算が平成27年度以降順次減少していくと、32年度にはなくなりますよという中で、公債費の財政負担に備えるための、積極的に積み立てを今後行っていくと言うべきだと私は思うわけですが、まず減債基金の積立残が本年度末でどのくらいになるのか教えていただければと思うのですが。

（財政課長）減債基金につきましては、今年度末で15億円程度見込んでおります。

以上になります。

（金澤）ちなみに、財政調整基金と合併振興基金の年度末残というのはわかります。

（財政課長）まず、財政調整基金でございますが、約28億9,000万です。合併振興基金につきましては、約30億円となっております。

以上です。

（金澤）済みません。次に、19ページの企画費の中で、ふるさと納税促進事業についてお聞かせ願います。

これは、ほかの委員さんもお話があると思うのですが、記念品として私が説明受けている中では米とか柿とか梨等、返礼品に対してやりますよということで承っておるのですが、これが実際のふるさと納税基金、寄附金と年度ごとの収支というのはどの程度になっているのか。都市部とか云々だと逆に赤字になっている先もあるのだけれども、鴻巣市の場合はどういう状況になっているか、その辺だけちょっとお聞かせください。

（総合政策課長）まず、結論から申し上げますと、実際ちょっと赤字になっています。平成20年度からこのふるさと納税制度始まったのですが、過去の実績を先にちょっと申し上げますと、平成20年は2件の寄附をいただいていた。平成21年、22年と1件ずつでして、平成26年が95件で82万9,000円の寄附金をいただき、27年が701件で1,169万5,000円の寄附をいただきました。これで鴻巣市だけの歳入と歳出で見比ますと、ちょっと手元にある資料で申し上げますと、平成26年が80万9,000円のふるさと納税をいただいたのですが、返礼品等に使ったお金が32万6,000円余り、27年度が先ほど申し上げましたとおり1,169万5,000円寄附をいた

だきましたが、返礼品等で537万6,000円余りを使っています。実質去年、鴻巣市民の方が日本国内のほかの市町村に寄附をした総額が8,093万3,000円を超えております。8,093万3,786円になるのですが、これで鴻巣市の市民税に影響したのが3,521万6,115円となっております、昨年ふるさと納税でいただいたのが1,169万5,000円ですから、約2,641万2,000円の赤字になっておりますが、このうち75%は国から普通交付税として交付されますので、実質マイナスになるのが880万余り（3月7日 P. 1 「248万5,636円」に発言訂正）となります。

以上です。

（金澤）この件については、29年度の予算のほうでも出ていますので、ちょっとそちらのほうでも質問させていただくので、この程度にさせていただきます。

次に、19ページの防犯対策費、防犯灯の管理事業ということで1,600万減額になりました。その要因が防犯灯、約8,000灯弱かな、LED化していると思うのですが、そのLED効果のために電気料が少なくなったという答弁なのですけれども、この辺はどうなのですか。

（自治文化課長）平成26年度からのちょっと実績を申し上げさせていただきますけれども、電気料金を設置されている基数で割った1基当たりの年間電気料でございますけれども、平成26年度が1基当たりの年間が大体5,500円です。平成27年度につきましてが4,400円。平成28年度ですけれども、今年度見込みとしましておおむね3,000円、2,900円ぐらいかなというふうに見込んでおります。このようにLED化によって電気料金が減っているということでございます。

以上です。

（金澤）そうすると、費用対効果を考えると、これは継続していくわけなので、その当初初期費用云々は当然かかったわけですが、それがかなり効果が出てくるという形で解釈したいと思います。

防犯灯の照明LED化、これは平成26年度かな、から始まっているわけですけれども、29年度の予算でも防犯灯の予算は別枠で出ていますが、この基準になったものというのは今年度でもう終了するという形で解釈

しておいていいのですか。いわゆる防犯灯の中のLED化した分。この次は水銀灯とかナトリウム灯とかやるわけではないですか。今回やるべきと、3年間でやろうというものは今年度で一応終了するという形で解釈していいのですか。

(自治文化課長) 蛍光灯の防犯灯がLEDの防犯灯ということで、もうほぼ終了ということでご理解いただきたいと思います。今後は水銀灯ですとかナトリウム灯のLED化に向けて計画的に実施していきます。以上でございます。

(坂本) 幾つか、16ページか、財産売払収入のところ赤道の売却ということだったと思うのだけれども、赤道と代替地、赤道については内訳というのはどういうふうになっているのだろう。何件ぐらいあったのですか。

(財政課長) 赤道に関しましては10件。

(坂本) それぞれどの程度の道だとか、そういうのも全部細かくわかるのですか。

(財政課長) 10件の内訳としまして、面積的には一番大きなものでいきますと335平米、小さいものでいきますと4平米程度のものがあります。ですので、非常にまちまちな面積になっております。

(坂本) 335平米というと、結構長かったということなのかい。

(財政課長) これ箕田地内の土地になるのですけれども、道路の拡幅に伴いまして、その隣接地が赤道になっておりましたところ、そちらのほうを払い下げてほしいということで今回払い下げをしたものになっております。

以上でございます。

(坂本) ちなみに、どのくらいの長さだったか。

(財政課長) 済みません。長さについては、ちょっと把握はしておりません。済みません。

(坂本) もう一つ下の代替地売払というのは、これどこだと言ったのだったか。

(財政課長) 代替地売払収入につきましては、市街地整備課の担当にな

っておりますので。

(坂本) 場所はわからないということだね。

(財政課長) はい。本町4丁目というふうにたしか伺ってはおります。

(坂本) そこまではわかる。

(財政課長) はい。

(坂本) 次、もう一つ、防犯灯管理事業の中で、26年度からやって、もう今後蛍光灯の防犯灯については終わったという中で、早いやつはもう修繕が始まっているのではないかなと思うのだけれども、そういうのはどうなのですか。

(自治文化課長) LEDなのですけれども、結構、光源寿命といいまして、本来であれば、ちょっと調べたところなのですけれども、光源寿命が6万時間と言われているのです。それなのですけれども、器具との不具合等もありますでしょうから、年に数件ですけれども、修繕等が出ている状況でございます。

以上です。

(坂本) 6万時間、24時間で計算すれば、つきっきりのときと昼間消えているのだから、そういう計算すればいいのだけれども、大体どのくらいに見ているのですか。何年という。10年。

(自治文化課長) おおむね10年ぐらいということで。よろしく願います。

(坂本) 機械だから、当然当たり、外れあると思うのです。もう二、三年で交換するような部分は、こういうものについては保証みたいなのがあるのですか。メーカー保証みたいなのが。

(自治文化課長) 特に保証というものは設けてはいないのでけれども、その辺につきましては契約している電気業者さんと調整しながら実施していくということでございます。

以上です。

(中野) 聞きました件を含めて再度ちょっと伺いたいのですが、ページ数15ページなのですけれども、財産運用収入で、結果的に1億1,968万3,000円の増額補正になって、それについて各基金別のやつが説明出てい

るのですが、先ほどの説明ですと、これで言うと基金合計約98億円という、48億円を債券で、残りが定期だという説明を伺ったのですが、これ当初予算からするとかなりの金額増になっているのです。例えば財政調整基金だけでもこの28年度は年平均で20億を超えていると思うのです。年平均ね。そういう中で、例えば4,100万なんていう金額になるとかなりの割合なのです。そうすると、これ当初予算を組むときにそうした国債の債券運用なんていうものについて頭になかったのかどうか。つまり定期でずっと入れておくというようなことだったのか。余りにも大き過ぎるので、それについてちょっと伺っておきます。

（会計課長）当初予算の編成の段階では、債券の売却ということは想定していないというか、いわゆる単価が上がっているときには売却できるのですけれども、単価が下がった場合には売却できませんので、基本的には売却はゼロということで計算をさせていただいております。ですから、定期預金の利息分と、あと債券につきましては年2回利金が入ってくるのですが、その分だけは計上させていただいているのですけれども、売却益については計上していなくて、毎年その分については3月の補正でということにさせていただいております。

（中野）今言いましたように、当初予算の段階では売却を考えていなかったということで、これだけの差が出るというお話ですが、今後の問題として、必ず市としては年度末、年度末には必ず債券の金額いかによっては売らないときと持ち続けるという、金額によって、ということはあるのですか。年度末に必ず精算ということはないのですね。

（会計課長）原則的には、債券につきましては満期まで持つという原則で購入しておりますので、債券を買う場合には基本的には元本割れはしないという原則でやっておりますので、単価が下がっているときにはもう絶対売却はできないということでございます。ですから、必ず3月末に売却をするというようなことではなくて、ある程度利益が見込めるときだけ売却をしていくということをやっております。

（中野）ということは、この28年度、やっぱり特に株価が非常に日経平均でも上昇してきましたね。そういう点では、2万円に行くかどうか

かりませんが、上昇していると。そういうものがこうした国債の債券に有利な状況に働いたというふうに受け取れるのですが、その間違いはないですね。

（会計課長）株価と債券の単価は全く逆でございまして、株価が上がると債券単価は下がるという形になっております。あと、影響を受けますのが円高です。円高になった場合には、債券の単価は上がります。現在株高で円が安くなっていますので、債券のほうは単価が下がってきております。

（中野）わかりました。

ということは、そういったいわば円安、円高あるいは株価の動向、こういうものをやっぱりきちっと把握をしていく中で、どこが売りがいいのかというようなのは、実際は所管は会計課が全てチェックしているわけですか。

（会計課長）基金の運営につきましては、会計管理者のほうに市長から委任を受けておりますので、会計課のほうで全て行っております。

（中野）わかりました。

次に、先ほどの中で、この16ページ、ふるさと基金、この説明の中で6つの基金に振り分けるという説明がありましたね。この6つの基金というのをちょっともう一度済みません、ゆっくりお願いしたいのですが。

（総合政策課長）それでは、まず1番目がコウノトリの里づくり基金、2つ目、環境にやさしいまちづくり基金、3つ目、子ども教育ゆめ基金、4つ目、市民活動支援基金、5番目が地域医療体制整備基金、最後にひなちゃん子育て応援基金となります。

（中野）これで6つはわかったのですが、これはいずれも目的基金なので、そういう点で言うと例えばふるさと納税の中で納税者がどこどこというふうに指定した場合には、当然その指定したところを優先すると。特に指定がないところについて今言ったような、振り分けるということなのですけれども、それが目的別の基金に入れているというふうに、目的を持った基金に入れているという理由は何でなのですか。例えばこれ財政調整基金だって目的ないわけだ、財政的に。ただ、今言ったように

例えばコウノトリ里づくり基金だとか環境にやさしいだとか、子ども教育ゆめ基金というのはそれぞれ目的を持った基金です。その目的を持った基金に振り分けるといふ、この6つを選んだその理由はどこにあるのですかということ。

(総合政策課長) 将来一般財源からこちらの事業を行う場合に充当するのではなくて、なるべく独自の財源を持っていたほうがその事業がやりやすいということで基金に積み立てをしております。ほとんどがホームページからクレジット決済で納税をいただくのですが、その段階でこの基金に私は寄附したいということで振り分けをさせていただくのですが、まずは希望どおりということで振り分けをさせていただきます。そのほかに、市長にお任せという欄がありまして、そちらに2月末現在ですと293件の方が市長にお任せ、この金額が853万5,000円となります。2月末現在で、ふるさと納税の合計の件数ですと694件の方からふるさと納税いただきまして、そのうちの293件が市長にお任せということになります。

以上です。

(企画部副部長) まず、ふるさと納税は納税者がこれにしっかり鴻巣市の何に使ってほしいのかということを決めてやっているものです。ですので、当初4つの基金があって、ことしちょっと2つふえて6つですか、になりましたけれども、まずその目的をしっかりと、納税者が鴻巣市の何に使ってもらうのかということをしかり目的をはっきりしたものであるということでこの基金を充てています。その中で、やっぱり迷われている方等が市長にお任せという項目をつくって、市のほうで各課基金の使用状況等を考慮して振り分けをしていくということです。ですので、あくまで目的をはっきりさせてそのお金を使うという意味での基金になっております。

以上です。

(中野) 今の先ほど総合政策課長からの答弁があったとおり、そうすると納税者の多くはきちっとここで使ってくださいと、ここへ使ってくださいということで、やはり市長にお任せというようなところは全体から

すると、これで言うとは大体3分の1ぐらいかな、もうちょっと少ないかな、というような形ということだか、言ってみれば納税者にしてみればきちっとここへ使ってください、ここへ使ってくださいということが圧倒的に多いと、半分以上ですよ、という理解でいいわけですね。

(総合政策課長) おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

(中野) 次に、先ほど総合政策課長から大変るる細かく説明あったふるさと納税の寄附金の、平成26年度だったかな、から説明がありましたよね。これ26、27、28、ありましたね。実際これ言うと赤字だということがありましたけれども、しゃべった内容について課長は資料を見てしゃべっていたよね。ということは、当然手元にそれだけの資料があるわけです。これは、やはり私を含め、市民の多くが非常に興味を持っているところなのです。そういう点では、聞いたやつで数字を間違えてはいけないので、今資料に基づいてしゃべった内容についてのその資料について、委員長、提出をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(総合政策課長) 済みません。ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 1 1 時 2 0 分)



(開議 午前 1 1 時 2 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を続けます。

(中野) では次に、19ページの歳出について1件ちょっとお聞きしておきたいと思います。

電算管理費の中で、先ほどの説明ですと職員のパソコンの入れかえの執行残という説明がございました。687万3,000円ですが、当初予算について購入を予定台数、そして執行残ですから、残ったのですけれども、最終的にリースですか。買い取り。購入ですね。購入だとしたら、それだけかかったか、その差がどのぐらいあるのか。当初予定台数と実際のつとどれぐらい下がるのか。

(企画部副部長兼情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 当初予算のときは、50台を購入予定しておりました。実際

に購入したのは、入れかえの計画をちょっと見直しまして40台購入をしました。単価のほうなのですけれども、当初予算のほうでは約24万6,000円ということで税込みで計上しておったのですけれども、実際落札したのが12万2,000円ということで、1台当たり12万4,000円の執行残が出まして、その40台分ということで約500万の影響で減額をさせていただきました。

以上です。

(中野) この予算のときに当然言うべきことかなと思うのだけれども、1台当たり24万6,000円、当初予算ね、これは相当のパソコンとしてはかなりの、例えば1テラバイトで8ギガぐらいのかなり、しかもいわば高機能のものが搭載されている、ブルーレイだかとかいうようなのではないとこんな金額しないのだけれども、この予算の組み方として、決算として12万2,000円、これは大体私、これでもちょっと高いかなという気がするのだけれども、機種によっては、この辺の予算の立て方についてどういうふうに組んだのかちょっとお聞かせいただけますか。

(企画部副部長兼情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 当初予算の算定の仕方なのですけれども、当然当初予算については定価レベルということで、あとノートパソコンの単価なのですけれども、過去の傾向から見ますと少し上がる傾向がありまして、過去には海外の製造工場が洪水によって打撃を受け、価格が高騰したことなども考慮したことや、あと初期設定費用というのも当然この中に含まれておりますので、そういったものを考慮するとやはり単価的には20万円超えるぐらいの単価、来年度予算につきましても当然20万の単価で今考えておりまして、そういった価格の高騰ですとか、そういったものも考慮しながら単価のほうは設定しておりますので、こういった形になっております。

以上です。

(中野) それは見解の相違だから、何とも言えないのだけれども、ただ、今言ったように逆に今度は50台を40台におさまったというのはどういう理由からですか。

(企画部副部長兼情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) これについては、ちょっといわゆる検証機というもの、ウィンドウズ10が今度入る、当然7がサポート切れになることも今後ございまして、ウィンドウズ10の検証機等も視野に入れながら、今計画をちょっと見直しをしまして、あと予備機なども今35台ぐらいあるのですけれども、そういったものをちょっと、いわゆる今本庁舎に職員が集約されたこともありますので、予備機なども見直した中で50台を40台にしたという計画の見直しでございました。

以上です。

(中野) そうすると、今後29年度、これから来年、あした予算やるわけですが、29年度を含めてこの職員の実際使っているノートパソコンについて市としては、以前聞いたことあると思いますが、5年なら5年という年数を決めてやっていると思うのですが、その辺はもうちょっと再度確認します。

(企画部副部長兼情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 今入れかえは6年、パソコンは6年をめぐりに入れかえをしております、これについては保守が5年ということになっておるのですけれども、あと1年を使って6年で入れかえようということ今、回しております。

以上です。

(中野) 今新しいパソコン買うとほとんどのハード面がウィンドウズ10ですよ。そうすると、今職員が使っている方は恐らくウィンドウズ7が圧倒的に多いのではないかと思うのですが、そうするとウィンドウズ7とウィンドウズ10におけるいわば操作の方法はかなり変わっている部分があるのですが、この辺について職員の研修というものをやっているのか、あるいはそれは各自で勉強してくれということなのか、その辺はどうなのですか。

(企画部副部長兼情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) ウィンドウズ10については、先ほど申し上げましたとおり10台検証機を今年度買いまして、今検証している最中でございます。情

報システム課の職員がどういった操作なるのか今職員が検証している最中でございますので、ちょっとその辺についてはまだまとめてございませんので、その中でちょっと7と10の違いについては今情報システム課の職員が検証中ということでご理解をいただきたいと思っております。

(中野) そうすると、今後購入するのは、検証結果によっては引き続きウィンドウズ7ということもあり得るのですか。

(企画部副部長兼情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 7は今後サポート切れになってしまいますので、今後は検証結果次第で、7はもう購入する予定はございません。今後は、検証結果をまた見た後でございますけれども、恐らくちゃんと今の入っているシステムが動くのを検証してから10で購入する予定です。

以上です。

(諏訪) 1点だけお願いいたします。

ページの12です。国庫負担金の民生費国庫負担金。⑤の生活保護費負担金。今回7,241万7,000円の補正が出ましたけれども、これは保護申請が非常にふえたということでしょうか。

(委員長) 諏訪委員、これは委員会が違います。民生費のことをお聞きになってしまうので。

(諏訪) はい、わかりました。

(矢部) 先ほどからふるさと納税の推進事業のほうでちょっとお聞きしているのですけれども、私も1点だけちょっと聞きたいのですけれども、ふるさと納税というのは今880万赤字という、そういうあれが出たのですけれども、今各自治体では返戻金でもって廃止の動きがあるのですけれども、本市では税収や制度をどう考えているのかちょっと聞きたいのですが。

(総合政策課長) ふるさと納税につきましては独自の財源となりますので、多くの方に鴻巣市にふるさと納税をいただけるような魅力ある商品の開発に向けて今後も引き続き頑張っていきたいと思っております。

(企画部副部長) ふるさと納税、社会、世間でいろいろ問題視されていますけれども、実はいいところもあるのです。というのは、市内にどん

な産業があるのか、どんな特産物があるのかというのが当然職員のほうも発見をし、そしてふるさと納税のふるさとチョイスというところを市のほうでは使っています。そこを窓口としてシステムを使っているのですけれども、そこを全国の方が、どんな方が見るのかわからない人がいっぱい見るのです。その中で、例えば鴻巣市の梨、鴻巣市の人形というのが、鴻巣市がこんなまちなのだなということをPRすることができる部分だというふうに考えています。ですので、当然記念品で、納税をしてもらうのですけれども、全国に鴻巣市がこんなまちなのだなと、こんな製品があるのだなというのを紹介できる。また、鴻巣市の職員なり市民の方がPRできるものというのを再発見できる、こんないいことがあると思います。ですので、今後も、総務省がどういうふうな制約を加えてくるのか今後ちょっと動向が注目するところなのですけれども、今のところは鴻巣市では新しい記念品を発掘しながら市のほうをPRしていくというふうに考えております。

以上です。

（矢部）それとあと、利子の、先ほどから皆さんが言っていますけれども、この基金とかいろいろ積み立てる定期、それと普通預金等やらで補償というか、1,000万円ではないけれども、銀行が潰れた場合、そのときの今度補償というか、そういう制度というか、そのあれをどのように考えているのか。

（会計課長）1,000万円というのは、ペイオフという制度になると思います。鴻巣市で今定期預金を組む場合、一番率の、基本的に今定期預金のやり方なのですけれども、市内の金融機関に幾ら何カ月預けるから、幾らの利率出していただけますかという形で照会をかけます。基本的には一番高い利率を提示してくれたところに預けるということなのですけれども、ただ先ほどのペイオフというお話がありまして、もし預けた銀行が破綻した場合には1,000万円しか補償されないよということがありますので、基本的には財政課のほうで今市債を、市内の金融機関に引き受けてもらっている縁故債がありまして、その引き受けていただいている残額の範囲内で定期を組むという形にしてあります。ですから、例えば

10億円の縁故債引き受けていただいている金融機関については、その10億円からペイオフで補償される1,000万円を引いた9億9,000万円までの定期預金を行うと。それで、例えば銀行が破綻したときには、その定期預金の分はその縁故債の分で相殺して、鴻巣市のほうの損害をゼロにするという形で行っております。

(矢部) 今市内の銀行というか、市内で今ある銀行を全部使っているのですか。名前とかなんとかというか、そういうあれというのは。言えないならいいけれども。

(会計課長) 市内の金融機関が全て縁故債引き受けていただいているわけではないので。今農協とかも含めて7行ほどになっていると思います。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第14号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 1 1 時 3 6 分)



(開議 午後 零時 5 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、総合政策課長より発言を求められておりますので、発言を許します。

(総合政策課長) ふるさと基金の資料につきましては、あしたの朝配付をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(委員長) 次に、議案第20号 平成29年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分につきまして、執行部の説明を求めます。

これは、冒頭お話をさせていただきましたとおり、歳入と歳出を別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思いますので、歳入についての説明になります。

(委員長、済みませんの声あり)

(金澤) 説明入る前に、この29年度の予算書から当初の予算書と内容が、形が変わってきているのです。これについてある程度ご説明をまずしていただきたいと思うのですが。よろしくお願ひしたいと思います。

(委員長) では、説明を求めます。

(財政課長) それでは、ご説明の前に予算書の変更点について簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず、大きなところでは、レイアウトが横版から縦版に変わっております。

次に、歳入につきましてですが、予算書の60ページ、61ページを参考にお開きください。こちらは、諸収入の雑入、雑入、雑入という予算になります。従来の予算書では、科目ごとの集計になっておりました。ですので、どこの所属にどのくらい計上されているかというのがわかりませんでした。ところが、組織機構の順に今度は所属の単位で表記をされることになりましたので、わかりやすくなったということになります。例えば財政課の予算の中に、3番目に複写機等使用料というのがございます。それをそのまま目を下に下げていっていただいて、今度自治文化課、ここにも複写機等使用料ということで計上があります。また、そのさらに下、市民課、こちらにも複写機等使用料。これが前は集計されて、1足す3足す2足すで6とかという形で集計されておりましたので、ど

この所属に幾らかというのがわからない形になっておりました。それが所属単位で機構順でそれぞれの予算が計上されているというところが歳入の主な変更点になります。ですので、今回から委員会別表、こちらのほうは廃止をさせていただいております。

次に、歳出でございますけれども、また実際の事例を見たほうがわかりやすいと思いますので、310ページ、11ページをお開きください。こちらは、消防費、消防費、4目の防災費、事務事業でいきますと災害支援体制整備事業を例にご説明をしたいと思います。こちらは、2点ほど簡単に説明をさせていただきます。

まず、1点目としましては、従来の予算書は細節レベルの表記でした。具体的に申し上げますと、災害支援体制整備の例えば13節委託料のところを見ていただきたいと思います。従来は13節委託料ということで279万8,000円、こちらの表記だけでありました。ところが、今回からはその下のレベルであります細々節、具体的には設計委託料37万8,000円、非常災害用取水設備等云々ということで、合計3つのその下にぶら下がっている事業が記述されるように可能になりました。

それともう一点、2点目としまして左のページの上の欄、本年度の財源内訳の特定財源という欄が310ページの上のほう、中ほどにあるかと思うのですが、この特定財源の欄の中、本来今までは金額のみの表記となっております。ところが、今回からは財源の名称が表記することが可能となりました。例えば国、県の支出金、地方債、その隣その他とあります。その他の欄には国、県の支出金及び地方債以外の特定財源が入ります。例えば分担金、使用料、諸収入といったものが記述をされます。今回の例でいきますと、中ほどよりも下側に（国）、（諸）、（市）とあります。これ（国）というのは国庫支出金のことです。一番下の（市）、これは地方債、市債と言われている部分です。真ん中の（諸）とありますところ、ここが諸収入の諸ということで、款の一番最初の文字1文字を表記することでどこの特定財源かがわかるように表記を変えております。大きなところでは、以上のような変更がございました。

以上になります。よろしいでしょうか。

(委員長) よろしいですか。

(はいの声あり)

(委員長) では、歳入について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(坂本) ちょっと確認なのだけれども、本会議のときに全体会でやったときに、53ページの物品売払のところでも事務的な机だとか、そういう話が出ていたったよね。竹田委員の質問だったかな。あのときに本庁舎からほかへ回すことはないという説明だったけれども、あれでこれ合っているかどうか、ちょっと正しいかどうかわからないのだけれども、その部分でちょっと確認したかったのだけれども、今回こっちの本館のほうも改装して、向こうの新庁舎の新館のほうもつくって、向こうは当然こっちから行ったのだらうけれども、新しいこの中で使っているもので入れかえてというのはなかったのか。その部分がちょっと。この間の続きでちょっと聞きたかったなと思ったの。

(企画部長) それでは、物品売払収入について。

本会議場でのご質問は、机とかを使わなくなったものを市民に売りさばかないのかという話の中でさせていただいた答弁です。基本的には、今回入れかえに当たりまして、一番最初にここの改修をするに当たって、ふるさと館でやったりとか、ほかの庁舎へ出て行って、ここを空けたわけです。ここを改修するに当たって、そのときも要らない机等が相当数ありました。それは、まず第2庁舎にいる人間でもう古くなって、これからずっと使える、いいやつと入れかえようというので交換したりしていたのです。本当に要らなかったやつを処分してしまいました。ですので、市民の方に売り払ったというケースではありません。今回今度は中へ入っていくにしたがって、2階までは基本的には机を入れかえました。それは今回新館のほうもそうですけれども、フリーアドレス制といいまして、今後人事異動で人が動いてもすぐ移動ができるような形で一々机、配置をかえる必要はないという形でやらせてもらう。3階以上は、基本

的に今までの机を使ってもらおうと。机に関してはそういう考え方で、椅子に関しては、もうそれこそ30年、40年使ってきた椅子ですので、健康管理の上でも椅子が一番、市長のほうからも椅子を新しくしろよというような話がありまして、椅子に関しましてはほぼ新しいものを入れたという状態です。今後本会議でも申し上げたとおり市民に売却できないのかという話の中では、なかなか物の単価を決めるというのが非常に実際にはできないものでありまして、もう本当に30年、40年使ってきたものを市民の方にいかがですかと言って、自分たちが新しいのを使っているというのも道義上なかなかそれはできないだろうねというのがありました。ここで言う物品売払収入というのは、机とか、そういったことではない形で、科目存置的なものを上げさせていただいているような考え方です。

（坂本） 広報紙広告掲載料、ホームページ等広告掲載料と説明、かがやきとホームページのところで広告できるよという募集しているのだけれども、今まで何年ぐらいもうなっているのだから覚えていないのだけれども、どのくらいこういうふうに行っているのだから、その辺伺う。

（秘書課長） 広報かがやきの広告につきましては、17年度から始めております。ホームページのバナー広告につきましては、19年度から開始をしております。

（坂本） それで、どのくらいの、よく見れば俺が数えればいいのだけれども、全然見ていないので、そんな細かく見ていないので、余り気にしないでいたから、わからないのだけれども、どの程度の量というか、業者数というか、そういうのが入っているのだろう。

（秘書課長） それでは、平成27年度の実績を申し上げます。

広報かがやきは、枠が下1段のうち3分の1、3分の2、それと全て1段というその3つの割り振りになっておりまして、総数で申し上げますと237件、金額にして585万円です。585万円の収入がありました。ホームページのバナー広告につきましては、平成27年度4月から9月までが16事業所です。10月から3月が15事業所。1社がちょっと半年で契約が切れてしまったということで、こちらの額が184万5,495円。ちょっと端

数が出ております。

以上でございます。

（坂本） こういうのを載せるだけで簡単に、そこへ入ればこれだけの収入あるということだけれども、それ載せるのも大変だと思うのです。だから、今後これをまだ拡張する考えがあるのか、もうちょっと広げる考えがあるのか、もういっぱいなのかというのどうです。

（秘書課長） なるべく自主的な広報紙、ホームページを運営するに当たっての歳入確保からいう観点で言えば、多い収入が望ましいと思うのですが、確かに広報のほうのページ数が当然限られておりますので、今のホームページについては現状ぐらいの件数が妥当かなと思っております。

（坂本） 基本的なことをちょっと聞かなかったけれども、載せるのは1年間とか、その単位はどういうふうになっているのだろう。

（秘書課長） 基本的に月単位、1回1回でも2カ月通しても大丈夫なのですが、実は平成27年度から1年間、12カ月広報について申し込んでいただいた場合には1カ月分を割引させていただいてということでちょっと特典つけましたら、それまで1年間の申し込みが2件だったのが今現在10件ほどにふえております。

（坂本） 前本庁舎の壁とか、そういうところにあったような気がしたのだけれども、ああいうのは今はなくなったのかな。これとは別になってしまっても。

（財政課長） 今はやっておりません。ただ、今年度の予算の中で私ども電子サインの使用料というのを計上させていただいております。これどういうものかといいますと、本庁舎と新館の1階に液晶を使って庁舎内の案内図を表示したりだとか、あるいはフロアのレイアウトをやったりとかということで、その半分のほうに広告を実は業者が載せます。その使用料として36万円を今回計上させていただいております。

（坂本） それは、どの場所に載っているのだろう。

（財政課長） 済みません。27ページの財政課の一番下のところですよ。27ページの。

(坂本) 電子サインというところか。

(財政課長) はい、電子サイン設置使用料というものです。

(金澤) それでは、議案第20号の平成29年度一般会計予算の歳入について質疑させてもらいたいのですが、初めに市の職員の給与明細について386ページ質問したいのですけれども、これ歳出のほうがいいですか。歳入。どっちがいいですか。386ページの給与明細表の。時間外勤務手当について質問したいのです。どっちがいい。

(委員長) 歳出はあしたです。

(金澤) では、歳出でいいですね。

(委員長) はい。

(金澤) では、明日やります。

(委員長) 今は歳入でよろしく申し上げます。

(金澤) では、済みません、43ページの県支出金。分権の関係ですが、埼玉県に分権推進交付金について、予算では1,392万8,000円という予算でございますが、これは県の事業を市のほうに権限移譲するという形で、それに伴う交付金というふうに解釈しているのですけれども、恐らくこれが始まったのが今から私の感じでは四、五年前かなと思うのですけれども、そんなに前というのかな。もっと前か、済みません。それで、その事務、移譲件数というのは、現時点でいいのですけれども、実際に県からどのぐらい来たのですか。

(総合政策課長) 今年度、平成28年度の実績で申し上げますと、112事業中68事業の移譲を受けております。割合にいたしますと、60.7%でございます。

(金澤) そうすると、これは累計という形で見ると。今年度だけ。移譲というのはどういう形で、年度ごとに決まってくるのか、もう既に移譲したものはずっと継続するのか、その辺がちょっと我々解釈わからないのだけれども。

(総合政策課長) 現在移譲を受けております事務につきましては、埼玉県の第四次埼玉県権限移譲方針、これに基づきまして移譲を受けております。これは平成26年度から28年度まで、これが方針期間になるのです。

が、これで人口規模等によりまして市に移譲ができる事務が決まっていくわけですが、鴻巣市の場合は28年度が112、昨年は113事業でございました。

以上です。

（企画部副部長）県からの移譲事務で、全部の市町村が移譲されてしまうと移譲事務から外れてしまうのです。総数が113だったのが全部。なので、昔はもっとあったりしたのですけれども、その数が、事業数自体が全部にわたってしまうとなくなっていってしまうのです。総事業数がわからなくなってしまいます。なので、私たちのほうも昔から幾つあったのかというのがなかなか統計が、どれがいつなくなってくるのかがすごくいっぱいあってよくわからないのです。なので、今総合政策課長が言ったように、現時点で112事業あって、68事業が移譲されてというようなちょっと捉え方になってしまうのですけれども、それでご了承お願いしたいと思うのですけれども。

（金澤）そうすると、その平成29年度の予算のときからこの辺は、では仕切りの的に埼玉県のほうで新たにまたこういう形でやりたいという発注があるのですか。

（総合政策課長）29年度から31年度までを計画期間とする第五次埼玉県権限移譲方針が間もなく示されると思いますので、そちらで明らかになると思われます。

（金澤）それともう一点、本市の場合はほかの市町村に比べてこの今68事業、今まで受けていたというのだけれども、多いほうなのか、少ないほうなのか。

（総合政策課長）埼玉県の中に40市がございますが、その中で比べますと少ないほうでございます。

（金澤）次に、52ページお願いします。

財産収入のところでございますが、利子及び配当金のところで、補正予算のほうでもお話が話題には出ておりましたけれども、基金についてはある程度この資金はまとめて運用しますよというお話は受けました。この29年度の運用資金額というのは、大体前回と同じような形で金額は見

込んでおいていいのか。これは、国の交付金ではいろんな影響で運用できる金額というのは変わってくると思うのですが、その辺はいかがですか。

（会計課長）基本的には、基金ですので、当然ことしの3月末の段階で積み立てがあったりとか、ふえたり、また取り崩しがあって減ったりということがありますので、基本的には28年度と同じ額かということになりますとまだ確定しているわけではございませんけれども、基本的には同額程度を定期預金と債券運用の2本立てという形で運用をかけていこうというふうに考えております。

（金澤）次に、同じ52ページの17款寄附金の一般寄附金についてお伺いします。

これのふるさと寄附金2,500万円の件でございますが、これ前年度比約200万円の増加が見込んでいるわけでございますが、この間先ほど補正でもこの基金については6つの基金に充当していきますよということ、お話がありました。それと、本市の場合には今までの収支は実質マイナスですよというお話も承っております。実際都市部では税源、税収が減になっているということで、確かにふるさと納税ということで、地方はプラスになるけれども、ある程度自分たちが今働いている都市部云々ではマイナスになると、これはそういう状況になるかなというのは私も理解しておるわけでございますが、ではマイナスでそのままでいいのという問題がこれから発生すると思います。本市が実質収入で多少マイナスには、せいぜいプラス・マイナスゼロぐらいに持っていくという取り組みというか、これは返礼品の品物の見直しとか、例えば上限金額を定めてしまうとか、何かいろいろあるのだと思います。補正の場合では、企画部副部長のほうからそういう、とはいっても本市をアピールするシティープローション云々の関係すれば、そういう費用対効果と考えればそれも1つの宣伝だよというお話もございました。私もその辺は理解しておるのですが、このふるさと基金については今後どういうふうな形を進めていくのかちょっとお聞かせ願いたい。

（総合政策課長）返礼品につきまして、新しい商品を開拓中でございます

す。広報を通じて、ホームページを通じて、また商工会に加入していらっしゃる会員さん向けに鴻巣市が生産、製造しているものを特に中心に、売りにしたいものを新規に提案していただくということで今事業を進めておりまして、健康食品であるとか、それからふるさと納税で人気があるのがお酒と肉類なのですけれども、その辺もいろんな情報提供を受けながら新たな商品のリストに加えられればいいなと思っております。魅力的な商品を開発することによって、ホームページ等で検索していただいたときに鴻巣市に魅力的な商品があるとふるさと納税を伸ばすことができるかなと思っておりますので、その辺はちょっと努力していきたいなと思っております。

（金澤）そうしますと、返礼品については通常だと我々聞いているのは米とか梨とか柿とかいうお話は聞いていますが、これからは返礼品についてはもうちょっと品目を広げると、価格的にはまた別なのだろうけれども、広げるという解釈でよろしいのですか。

（総合政策課長）そのとおりでございまして、魅力的な商品をいろいろ多種多様にわたりまして開発できればと思っております。

（金澤）それと、上限金額の件なのです。恐らくこれからほかの市町村も抑制観点から上限金額というのはある程度決めてくるのかなという感じがするのです。だから、やたらめったら金額を上げて競争してもしょうがないのかなという感じがあるのですが、この上限金額の取り決めというのはやっぱり各ほかの市町村のレベルを見ながら取り決める、逆に、いや、鴻巣市はそうではなくて、初めから決めてしまうよという形にするのか、どちらでしょう。

（総合政策課長）現段階では、返礼品が換金されやすいもの、例えば商品券であるとか家電製品であるものにつきましては換金されやすいので、それ以外の鴻巣独自のものでひな人形であるとか花であるとかを中心に、換金されにくいものを中心に開発していければと思います。なおかつ、高額納税者の方が寄附をしていただくと1件で相当な額をいただくことができるとして、高額な商品につきましても換金されにくいものを中心に開発できればと思っております。

(金澤) 最後になるのですが、64ページの市債について質問したいのですけれども、市債については404ページに地方債の見込みに関する調査表というのがあるのです。そちらのほうに基づいて質問をしたいのですけれども、よろしいですか。

(委員長) はい、いいです。

(金澤) では、404ページの地方債の関連する調査表に基づいてちょっと質問させてもらいたいと思います。

地方債は、平成28年度末が53億7,986万円の見込み、29年度の見込み額が485億6,427万円ということで、対前年度比でマイナスの18億1,559万円というふうな見込みになっております。この表の中で、臨時財政対策債の211億6,280万円、これは国との取り決めで臨財債については実質的に地方債の代替の財源であるということで、将来的には国が補助するというふうに私は理解をしているわけでございますけれども、そうすると本市の地方債の実質借入額というのは、29年度の見込み額より臨時財政対策債211億6,208万円を引いた274億219万円が実際の借入金というふうに理解をしておるわけでございますが、それについてはいろいろ議論はあると思うのです。ただ、私はそういうふうに思っているのですけれども、その辺はいかがですか。

(財政課長) この辺の残高に対する、いわゆる交付税の算入はどのくらいあるのかというお話かと思えます。委員さんがおっしゃっているように、臨時財政対策債につきましては交付税算入が100%算入されます。起債の借り入れ残高の中には、合併特例債と言われている70%算入分もほかにございます。その他もろもろ交付税算入のある起債を借りておりますので、仮に約500億円の残高があるとしみますとその約8割が交付税算入という形になりますので、単純に500億円掛ける8割ということになりますと400億程度が普通交付税のほうに算入されるということで、差し引きすると残りが純粋なただの借金というような形になっていると思われております。

以上です。

(金澤) そうすると、従来鴻巣市の市債、地方債はこのぐらいだよとよ

く言っておりますけれども、それよりかなり、80%等いわゆる減るという解釈について我々もアピールしなくてはならないし、執行部のほうもアピールしていただければと思います。

以上です。

（諏訪）53ページの利子及び配当金のところで、昨年の28年度の予算書を見ますと、同じ項目で基金このとき86億ということで、利子及び配当金はかなり高額だったのですけれども、今回前年度比でしますと2,700万円減ですか、ということで利子のほうが大分少なくなっているのですけれども、基金そのものを積み立てを減らすということなのかどうか、項目ごとに分けて教えていただきたいと思います。

（会計課長）まず、利子の額が半減ということになっている点につきましては、ご存じのように今政府、日銀のほうが低金利政策ということでマイナス金利導入しております。それに基づきまして、金融機関の金利のほうがものすごく下がっております。ちょっと例申し上げますと、定期預金で申し上げますと27年度実際に私どものほうで運用いたしました定期預金の利率につきましては、一番低いところで0.025、いわゆるこれ27億5,000万円を11カ月ほど運用したところでございますけれども、最低のところでは0.025、一番高いところで0.15%でございました。28年度になりますと、それが一番安いところで0.010、一番高いところで0.080と約半減しております。さらに、28年度の後半になりますともう基本的にどの金融機関も横並びで、全て定期預金の利率についてはもう0.010、安いところだと0.008とかいうところまで出てきております。そういったことで、非常に定期預金等については厳しい状況。同じく私どものほうで債券で運用しておりますものにつきましても、昨年後半から一気に利回りのほうが下降しておりますして……済みません。利回りは上昇しているのですが、単価のほうは下降しているということになるのですけれども、実際に今1年前と比べますともう新しく債券買おうとするとやはり半分以下、3分の1とかというところまで利回りもなってきたというのが実態でございます。それで、先ほども補正予算のところでお話しいたしましたけれども、確実な利金収入ということで、債券の売却益は含ま

ないということで、今手持ちの債券等で計算し直しまして今回の数字になっているということでございます。当然こちらで運用をしたものにつきましては、この同額がそのまま基金のほうに積み立てになるということになっておりますので、この説明のほうに書いてあるとおりの金額が各基金のほうに積み立てられるというご認識で結構でございます。以上です。

（諏訪）各基金の額と総額を教えてくださいたいのですが。平成29年度の予算が決まったとしての。予算額を見込んでの。

（委員長）諏訪委員、ちょっと意味が。ここに書いてあるとおりで。

（諏訪）昨年度の予算書を見ますと、一応基金、このときでは全体で80億で、30から35億を債券で運用、そして50億前後を定期預金で運用というふうにメモがしてありまして、ことし、29年度の予算はどういった積算で書かれたのか教えてくださいませんか。

（会計課長）基金の総額としては、約98億で見えております。そのうち、現在と若干異なるのですけれども、当初予算の積算の段階では約46億を債券のほうで運用いたしまして、残りを定期預金という形で考えておりました。

（中野）基本的に、この3ページに一借15億出ていますね。これについて、当然平成28年度についても一借はこのように起債されていたわけですが、28年度の運用に当たっての一借実施したのかどうか1つ。それから、29年度一借15億になっていますけれども、これ当初の資金運用で一借をしなければならない状況にあるのかどうかについて。一応ここに書いてあるけれども、4条に書いてありますけれども、しなければならない状況にあるのか。しなければいけない状況というふうに考えられているのかどうかちょっと伺います。

（会計課長）まず、今のところ28年度につきましては一借をしないでも済むであろうということで考えております。29年度につきましても、現状の、ちょっと実際に執行始まって見ないとわからない部分もありますけれども、一応29年度につきましてもその予定はないというふうに考えております。

(中野) そういう意味では、一借をする予定がないという今会計課長のほうから答弁ありました。そういう点からいうと、やっぱり一借をせずに運用できるという点について言えば、逆に言うと28年度の決算が実際出納締め切りが4月でしょう、たしか。4月末だったでしょう、たしか。

(何事か声あり)

(中野) いや、出納4月ですよ。5月だったかな。そうすると、その5月に出納整理だから、その間について28年度のいわば残金が出ているわけだよ。そういうものを日常の中で使っていくということなのですか。一借しなくても済むということは。

(会計課長) まず、一借を今までやっているのは大体3月末なのです。というのは、どうしても事業が先行に、支払いが先行しまして、補助事業等については補助金が入ってきますのが支払いが終わった後ということで、4月、5月になってから入ってくることが多いものですから、そうしますとどうしても3月の末ぐらいで資金のほうショートしてくると。3月中であれば、資金が足りない場合には財政調整基金のほうから繰りかえ運用とすることができるのですけれども、ご案内のように基金のほうは決算が3月31日で終わってしまいますので、もう3月31日には財政調整基金のほうにお金を戻さなければいけないわけです。そうすると、そこで資金ショートの可能性が出てきますので、その段階で金融機関等から一借をするということになっております。4月になりますと、財政調整基金からまた繰りかえ運用するということができますので。ですから、本当に一時的なところだけで今までやってきたということでございます。昨年、27年度、28年度も今のところショートするような事態は見込まれておりませんので。ということでございます。

(中野) よくわかりました。

ということは、逆に言うところこれまで27年、8年は一借がないということになると、要するに一借というものについて15億となっておりますが、これは逆に言うとなぜ15億というのが出てきているのかです。万一のことを考えたときに、今資金ショートがあったけれども、資金ショートが15億ということが1つのめどになっているのですか。

(会計課長) 先ほどのお話の続きで申しますと、足りないときには財政調整基金から繰りかえ運用します。今までですと、大体25億程度繰りかえ運用をされていてということになっておりますので、実際は15億の一時借り入れの最高限度額では実際は足りないのではというのが実際でございます。近隣と比べましても若干鴻巣市は限度額は小さいかなという認識はしております。ただ、一般会計のほかに国保会計分が2億5,000万ございますので、合計で17億5,000万というのが鴻巣市のほうの一借限度額ということでありますので、何とかその中では今までやってきたのかなというのは考えております。

(中野) 次、今回予算書の歳入で見たとき、1つは財産収入が非常に減額をされている。その中で、先ほど言ったように利子及び配当金が当初予算で2,700万マイナスしているわけです。ということは、先ほど補正のときの話がありましたように、これはあくまでも当初予算の中で今後この部分について、また債券の売り買いがあつて、この利子及び配当金というのは今後この当初予算よりふえていくという、補正を組むという見通しはあるのですか、ないのですか。

(会計課長) あくまでも、先ほどもお話ししましたけれども、今回の当初予算の額につきましては最低限見込まれるもの、確保できるというふうなものでございます。今の金利情勢等が改善してくれば、また売却ということが可能になってくるかなというふうに考えておりますので、売却が1回でも出てくればこの額はふえるということは十分に想像されるところでございます。

(中野) 次に、財産収入の中の財産売却収入で、これも前年に比べると土地、建物の売り払いが当初予算で比べるとかなり今落ちているわけです。今言ったこの1,015万1,000円、これは大体土地売り払いについてどこを想定してこうした金額を算出できたか伺いたいのですが。

(財政課長) こちらにつきましては、補正のときにもご説明しましたけれども、赤道等のものです。具体的にどこ、どこ、どこというのは実際にございませんで、例えば開発とかの場合にどうしても赤道が必要になるということで払い下げの要求が上がってきまして、それをその都度払

い下げているという形で積み上げた額がおよそ年間としては1,000万程度ということで見込んでおります。

以上になります。

(中野) では、今の財政課長の答弁で、場所は特定していないということですね。

(財政課長) はい。

(中野) わかりました。

次です。今回の予算の中で、非常に特徴的な点で言えば、予算参考資料の中で、3ページに書いてあるとおり非常に市債が前年度に比べて3億3,200万程度発行額が少なく済むという予算組んで、その一方で18款の繰入金、この繰入金が4億3,300万ということですね。今94万5,000円ありますけれども。その中で、特に財政調整基金が12億ということで、前年と比べると多く取り崩しているという実態がある。これは他のところですから、全然言えない。他のところで言ったようにゼロだったとか、ふえているとかありますよね。これは、まちづくり常任委員会だと思っておりますけれども。そう考えたとき、市債を減して取り崩しをふやすということは、逆に言うと市にとって財政的には金利負担が生じないわけですから、財政的にはもう私そのほうがいいのかなど思っているのですが、逆に今言ったこの12億を取り崩しても残っているのが約19億弱かな、18億ぐらいか、全部で29億でしたっけ。29億から12億引くと17億か。残っているのは17億ですね、財調が。逆に言えば、この財調の取り崩しをもっとふやすことによって市債を減らすようなことはできないのですか。

(財政課長) 今市債が3億減っていると、逆にもっと基金を取り崩すことによって市債を減らしたらどうかというご提案かと思えます。この中で、今回市債が減りました原因としましては、今ごらんになっております左の2ページ側に普通建設事業費というのがございます。こちらが一般的な道路を直したりとか、建物を建てたりというような工事系の予算になっております。こちらの総合計の比較で言いますと、3億1,000万程度減になっております。要はこの歳出側が減ったことに伴う市債が減

ったというようなのが形としては見えてきます。歳入歳出の比較でいきますと。財政調整基金で言いますと、委員さんがおっしゃっていたように16億9,000万、29年度編成後、あります。これも再三再四申し述べておりますけれども、標準財政規模、こちらが今鴻巣市240億程度ございます。その10%といたしますと、約12億ということになります。ですので、今回残りが約17億程度の残になっておりますので……

(何事か声あり)

(財政課長) 240。

(何事か声あり)

(財政課長) ごめんなさい。10%だと24億。5%が12億になりますので、その範囲の中に入っているという意味では、やはりそのぐらいの額は持っていたいという形になりますので、それ以上の繰り入れはちょっと財政側としては余りしたくないというのが本音になります。

(中野) 今の課長の説明で言うと、大体市債の減が3億3,200万けれども、そのうちたしか2ページに普通建設事業債ありますよね、これがやっぱり3億900万ですか、約3億1,000万。ということは、逆に言えばそれだけ市債が発行できる事業、特にまちづくり関係ですけれども、事業がやっぱり減ってきているということですよ、言ってみれば。それは理解できるのです。ただ、今言ったように例えば市によって有利なもの、例えばこれ普通建設事業費というのは、これはもう目的を持って市債を起こすわけですけれども、そうではなくて例えば合併特例債だとか臨時財政対策債だとかいう市にとって有利な起債、これは私はすべきだと思うのだけれども、そうでない市にとって余り、例えば2分の1とか、市債の減って決められているではないですか。そういうものについて仮にそういう市債を出さないで、むしろ財政調整基金、これを使ったほうが金利等を考えたとき、市はそのほうが有利ではないかというふうに考えて、そういう措置はとれないのかということを知っているのです。

(財政課長) 起債の借り入れにつきましては、委員さんがおっしゃるように交付税で算入される、要は有利な起債を多めに借りております。代表質問の中でもお答えしたところですが、合併特例債が残り約31億円と

なっております。ですので、この残り、使える期間の中で当然有効に31億円を使っていく、交付税算入の少ないものにつきましては極力借りないという、そのスタンスは当然財政側としても持っております。ただ、財政調整基金につきましては、やはり16億9,000万円程度の残額ですので、このままいきますとまた次年度の当初予算編成のときには恐らく今年度と同等規模ぐらいは繰り入れが必要になる可能性がございますので、そのための財源としてはやはりとっておきたいというのが市側の考えでございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) では、以上で質疑を終結いたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あすは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後2時18分)